

「野焼き」で困っている人がいます

焼却設備を使用せず廃棄物を焼却すること(いわゆる「野焼き」)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び静岡県生活環境の保全等に関する条例(以下、「条例」といいます。)で禁止されています。

庭先のたき火等の場合でも生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害等で近隣住民から苦情がくるような場合は、指導の対象となります。コンクリートブロックや鉄板で囲っただけといった粗悪な設備による廃棄物の焼却はもちろんのこと、焼却の基準に適合しない焼却設備による廃棄物の焼却も禁止されています。



● 一般家庭でも「野焼き」は原則禁止

庭先の焚き火であっても、近所の人の中には、「やめてほしい」と感じている方もいます。

家庭から出るゴミは、しっかりと分別し、ゴミの収集日に出すようにしましょう。

また、草木等の量が多い場合は「笠子廃棄物処分場」でも、回収を行っていますので、受付時間内にもっていくようにしましょう。

【笠子廃棄物処分場に関する問い合わせ先】

廃棄物対策課(環境センター内) ☎053-577-1280



● 農林業者、漁業者も周囲に迷惑をかけるような「野焼き」はダメ

農林業者、漁業者が行う「野焼き(わらなどの燃焼)」は、害虫駆除や肥料を作るために必要な行為として例外として認められていますが、むやみに焼却をして良いわけではありません。※ビニールやプラスチック類の焼却は不可
周囲に迷惑をかけないように、十分注意を払って作業するようにしてください。



＊気をつけること(例)＊

- ・風の向きや強さ、時間帯
- ・燃やすものはよく乾燥させてから少量ずつ焼却
- ・事前に近所の方に声をかけてから行う 等

まれに道路がみえなくなるほど真っ白な煙を上げての焼却等により、「家の中にまで煙が入ってくる」「洗濯物が干せない」「煙でのどが痛い」といった苦情が寄せられることがあります。こうした場合は、指導の対象となります。



また、湖西市火災予防条例では、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」をしようとするときは、あらかじめ、届け出なければならないとなっています。

※この届出は「野焼き」の許可ではなく、火災防止のための状況を把握することを目的とするものです。

【「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」をしようとするときの連絡先】

湖西市消防本部 警防課(通信指令室) 住所:湖西市古見 1076 番地

☎:053-574-0212 FAX:053-574-0215

※届出様式については、湖西市ウェブサイト(組織一覧>湖西市消防本部>業務案内>様式ダウンロード)に掲載されています。

● 事業者の「野焼き」は禁止

事業者の野焼きは禁止となっていますので、分別を行い、適切に処分または適切に処分できる業者に委託をしましょう。

条例では、事業者が行うゴム、合成樹脂、油、紙、木材、皮革、布、厨芥類(廃棄物かどうかは問いません)の焼却についても、廃棄物の焼却の基準にあった焼却設備及び焼却方法で行わなければならないと規定されています。



【参考資料】 法令について

廃棄物処理法第 16 条の 2 (焼却禁止)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一 法に定める廃棄物の処理基準に従って行う廃棄物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

静岡県生活環境の保全等に関する条例第 100 条 (屋外燃焼行為の制限)

事業者は、ばい煙、悪臭等を発生するおそれのあるゴム、合成樹脂、油、紙、木材、皮革、布、厨芥類を廃棄物処理法に定める焼却基準によらず、屋外で燃焼させてはならない。

2 事業者以外の者は、前項に定める物を屋外においてみだりに燃焼させてはならない。

廃棄物処理法に定める廃棄物の処理基準のうち廃棄物焼却炉に係る構造基準等 (廃棄物処理法施行令第 3 条第 2 号イ・第 6 条第 1 項第 2 号イ・同法施行規則第 1 条の 7・平成 9 年厚生省告示第 178 号)

焼却設備

1. 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス (以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏八百度以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。
2. 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
3. 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
4. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
5. 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

具体的な対策例

- | | |
|--|--|
| 1. 隙間や破損部分がある場合には補修すること。
投入口にきちんと閉じることができる扉を設置すること。
助燃装置を設置すること。 | 3. 投入口に二重扉を設置すること。
4. 温度測定装置を設置すること。
5. 助燃装置を設置すること。 |
| 2. 十分な高さ及び口径の煙突を設置すること。
送風機を設置すること。 | |

【問い合わせ先】湖西市環境課

住所：湖西市吉美 3268 ☎：053-576-1141